

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	岸親義	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼三百五十二番地一
同	豊田昭彦	同 草加市柿木町七百二十四番地
監事	岡田利彦	同 三郷市上彦名二百四十六番地
同	奥貫榮市	同 幸手市平須賀一丁目二百十七番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	森田金里	埼玉県越谷市増森二丁目二百七番地
同	竹内榮太郎	同 吉川市吉川二丁目十三番地三
監事	立澤剋彌	同 越谷市東町五丁目三番地
同	江森久二男	同 幸手市大字上高野千三百五番地